第 11 講　国会（立法権）

1　国会の地位と立法権→憲法**第 41 条**，国会法（1947 年）

国会は**議会制民主主義**の中心的役割を果たす重要な地位を与えられている。

①国権の最高機関→戦前は協賛機関にすぎなかった

A　**国会中心主義**

国民主権を保障し，国会が国政の中心であることを明示。

B　国会議員は**全国民を代表**する

②国の唯一の立法機関

A　国会**中心**立法の原則

議院及び最高裁判所の規則制定を除き，**法律は国会で制定**され，天皇により公布される。

※また，内閣の政令や各省大臣の省令制定，地方公共団体の条例制定に関して，法律にもとづかない命令（独立命令）や条例は認められない。

B　国会**単独**立法の原則

地方特別法の住民投票を除き，立法手続きに他の機関の関与は禁止。

〈 ***Note*** 〉

２　国会の構成と権限

①国会の構成

A　二院制〔両院制〕

選挙制度の差異により**民意を多元的に代表できる，審議を慎重に行える，**衆議院の解散中にも対応できる，などの利点がある。

※北欧諸国をはじめ，単一国家では一院制も多い。

あ　**衆議院→**戦前の衆議院を踏襲（とうしゅう）

定数 465・任期４年・解散あり・被選挙権は 25 歳以上。

※小選挙区 289・比例代表（拘束名簿）176 の**小選挙区比例代表並立制**の**総選挙**で選出。

い　**参議院→**戦前の貴族院を踏襲

定数 248・任期６年・解散なし・被選挙権は 30 歳以上。

※選挙区 148・比例代表（非拘束名簿）100 の通常選挙で選出。**３年ごとに半数を改選。**

※参議院は，「良識（りょうしき）の府」として衆議院の行き過ぎを抑制（よくせい）し，継続・安定した審議を行うことが期待されているが，政党化が進み「衆議院のカーボンコピー」だとして，存在意義を問う声も多い。

B　**衆議院の優越**

国会全体の意思決定は両院の一致により行われるが，現実にはそれが難しい場合がある。**衆議院は，参議院に比べ任期が短く解散もあり，社会情勢に応じた国民の意思が反映されやすい**ので，下記について優越が認められている。

※衆議院議長は，内閣総理大臣・最高裁判所長官と同格の存在。

あ　**予算先議権**

い　**内閣不信任決議権**→憲法第 69 条

内閣信任決議案が否決されたときも，同様の効果と結果をもつ。

※これまでの衆議院「69 条解散」は計４回。

う　**議決についての優越**

予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名及び**法律案の議決〔再可決〕**。

※**予算の議決・条約の承認・内閣総理大臣の指名**は，各議院で選出された各 10 名の議員で構成される**両院協議会**を**必ず**開くが，意見が一致しない場合には衆議院の議決が優越する。また，一定期間（予算の議決・条約の承認は 30 日以内，内閣総理大臣の指名は 10 日以内）に参議院が議決しない場合，衆議院の議決が**自然承認**される。

※**法律案**は，衆・参どちらから先に審議してもよく，原則として両議院で可決したとき法律となる。しかし，参議院が否決するか 60 日以内に議決しない場合，これを否決したものとし（＝みなし否決），**衆議院が出席議員の３分の２以上で再可決すれば法律となる。**この場合，**任意**で**両院協議会**を開くこともできる。

②国会の権限

A　立法上の権限

あ　**法律制定権**

議員提出法案を国会に提出するには，衆議院議員 20 人以上または参議院議員 10 人以上の賛成が必要。

※予算をともなう法律案は，衆議院議員 50 人以上または参議院議員 20 人以上の賛成が必要。

い　**条約承認権**

条約締結権は内閣にあるが，事前（場合によっては事後）に国会の承認を要する。

う　**憲法改正の発議権**

衆・参各議員の総議員の３分の２以上で発議。

B　行政監督上の権限

あ　**内閣総理大臣の指名議決権**

い　**衆議院の内閣不信任決議権**（＝信任決議案の否決）

参議院も内閣の責任を追及するために**問責決議**（もんせき）を行えるが，たとえ可決されても法的拘束力はない。

う　**国政調査権**

国政全般について調査する権限で，**衆・参両院に認められている**。ただし，司法権の独立を侵（おか）すような権限の行使は，権力分立の原則から認められない。

※必要に応じ，証人の出頭・証言，記録の提出を要求できる。国政調査権の行使については議院証言法が制定されており，**証人喚問**（かんもん）で偽証（ぎしょう）した場合には厳しい罰則がある。

C　司法上の権限

弾劾裁判所を設置（だんがい）する権限

※弾劾裁判所は衆・参７人ずつ，計 14 人で構成される。衆・参 10 人ずつ，計 20 人からなる訴追（そつい）委員会の訴追を受けて裁判が行われ，３分の２以上の賛成で罷免となり，これまで７件の裁判官罷免（ひめん）例がある。

D　財政上の権限

財政面について，内閣が国会に報告する義務がある。

あ　**予算の議決権**

い　**決算の承認権**

会計検査院の報告をもとに内閣が提出。

う　**租税法律主義**

国の収入である租税の賦課（ふか）・徴収（ちょうしゅう）は，法律によらなければならない。

E　議院の自律的権限

あ　議員の資格に関する争訟（そうしょう）の裁判権

い　役員の選任権

う　議院規則制定権及び議員懲罰（ちょうばつ）権

議員の除名には，出席議員の３分の２以上の賛成が必要。

３　国会の活動

①国会の種類

一定の期間を限り活動する会期制をとる。**定足数（＝必要な出席者の数）は，各議院の総議員の３分の１。**

A　**通常国会〔常会〕**

毎年１回，**１月に召集**され，予算の審議などを行う。**会期 150 日**で冒頭に首相の「施政方針演説」がある。

※一度に限り会期の延長も可能。決定は両議院一致の議決によるが，一致しない場合は衆議院の議決に従う。

B　**臨時国会〔臨時会〕**

内閣が必要と認めたとき，または，**いずれかの議院の総議員の４分の１以上の要求**により召集。会期は両議院の一致により決定。

※首相が「所信表明演説」を行う。

C　**特別国会〔特別会〕**

衆議院が解散されると，40 日以内に総選挙を実施。総選挙の日から 30 日以内に召集。特別国会召集後，内閣は総辞職し新たな内閣総理大臣〔首相〕の指名を行う。会期は両議院の一致により決定。

※指名された新首相が「所信表明演説」を行う。

D　**参議院の緊急集会**

衆議院閉会中，国会審議を必要とする緊急事態が生じたとき，**内閣の求めにより参議院で召集。**1952 年と 53 年の２度召集例あり。

※議決事項は，次の国会開会後 10 日以内に衆議院の同意が得られなければ，その効力を失う。

②国会の運営→イギリスの本会議制とアメリカの委員会中心制を併用

A　**本会議**→公開が原則

衆議院・参議院それぞれに分かれた全体会議で，**総議員の３分の１以上の出席で成立。**特別な場合を除き，**議決は出席議員の過半数**で行われる。

※可否が同数の場合は議長が決する。議決した議案は，同一会期中に再び審議することはできない（＝一事不再議）。

B　**委員会**→非公開が原則

能率的な議会運営のため，本会議に先立ち，議案の実質的審議や国政の調査を実施。付託（ふたく）された議案は出席議員の過半数により議決される。

※アメリカにならい**委員会中心主義**を採用。全閣僚が出席する**予算委員会**を筆頭に，懲罰委員会など衆・参それぞれ 17 ずつの**常任委員会**があり，議員は必ずいずれかの委員会に所属し，議案の審議にあたる。

※必要に応じ，災害特別委員会のような**特別委員会**も置かれるが，国会対策委員会は公式の機関ではない。

※委員会中心主義は，議員の専門化や集中的な審議により議事運営が効率化するという長所もあるが，関係省庁の官僚や圧力団体と議員が結びつきやすい。また，本会議の形骸化（けいがいか）という問題も抱える。

C　**公聴会（こうちょうかい）**→予算委員会では開会を義務づける

委員会が開くもので，利害関係者や有識者（ゆうしきしゃ）などの公述人（こうじゅつにん）が意見陳述。予算委員会以外は必要に応じ開かれる。

③国会議員の特権→国会議員は本来「全国民の代表」

A　**歳費特権**〔歳費受領権〕

国会議員は，その活動の報酬として，法律の定めるところにより，国庫から相当額（＝一般職公務員の最高額を下回らない）の**歳費**を受ける。

B　**不逮捕特権**

国会の会期中は，現行犯によるものと所属議院の許諾があった場合を除き，**逮捕されない**。会期前に逮捕された議員でも，所属する議院の要求があれば会期中は釈放される。

※ただし，院外での現行犯の場合と，所属する議院が逮捕を認めた場合は例外となる。

C　**免責特権**

院内で行った演説・討論・表決などの政治活動については，**院外で責任を問われない**。

④国会の問題点

A　**政党主導の運営**

党議拘束，**国対政治**などが国会審議を形骸化させているとの批判がある。

※国対政治とは，法案をめぐる複雑な駆け引きが各党の国会対策委員の間の折衝で行われる，不透明な国会運営をいう。

B　**“ねじれ国会”**→ねじれ現象

衆議院の与党と参議院の多数派とが異なる状態。近年では 2007 年と 2010 年の参議院選挙後に生じた。衆議院で与党が３分の２以上の議席を占めていない場合，与野党が対立する内閣提出法案をスムーズに成立させることは難しくなる。

※しかし，争点が明確化する面もある。

C　**委任立法の増加**

内閣〔行政府〕が国会〔立法府〕から権限の委任を受け立法行為を行うことが，増加している。

※憲法第 41 条で国会は「国の唯一の立法機関」と規定されているが，現代国家の行政内容が複雑化・高度化したため，国会では大綱を定めるだけに留め，具体的・個別的運用や細則規定を，各行政機関に委任することも多い。

D　その他

少ない議員提出法律案〔議員立法〕，会期の短さ，参議院のあり方など。

※**内閣提出法律案〔閣法〕のほうが圧倒的に多い**が，最近では議員立法が増加の傾向にある。

⑤国会の改革→**国会審議活性化法**の成立（1999 年）

A　**政府委員制度の廃止**

各省庁の官僚（かんりょう）である**政府委員**が，国務大臣に代わり答弁する制度を原則廃止。

※大臣や副大臣が，直接答弁するようになった。

B　**党首討論〔日本版「クエスチョン = タイム」〕**

2000 年以降，与野党の党首が，政策について週１回・45 分間，公開で討論している。イギリス議会の「クエスチョン = タイム」にならったもの。

※衆・参いずれかに 10 人以上の議員がいる野党党首が，もち時間を分け合う。

※ 2017 年は，導入以来初めて実施されなかった。

C　**副大臣・大臣政務官の導入**

従来の政務次官を廃止し，国会議員の中から選び，各省庁に配置。

あ　**副大臣**

大臣の命を受けて政務を処理。各省ごとに１～２名。

い　**大臣政務官**

特定の政策・企画に参加。各省ごとに１～３名。

D　国家基本政策委員会の設置

第 11 講　政治分野確認テスト

1　国会の地位について記されているのは憲法の第何条か？

①９条　②25 条　③41 条　④96 条

2　日本における二院制のメリットとしてふさわしくないものを選べ。

①民意を多元的に代表できる　②審議を慎重に行える
③衆議院の解散中にも対応できる　④各界の有名人を選べる

3 「総選挙」とよばれるのはどのような選挙か？

①国会議員の選挙　②衆議院議員の選挙
③衆議院議員と地方議会議員選挙　④すべての選挙

4　参議院の定数と任期として正しいものを選べ。

①465・４年　②465・６年　③248・４年　④248・６年

5 「衆議院の優越」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①解散があること　②予算の先議権
③内閣不信任決議権　④議決についての優越

6　両院協議会を必ず開く場合として正しくないものを一つ選べ。

①予算の議決　②条約の承認
③内閣総理大臣の指名　④法律案の議決〔再可決〕

7　国会のもつ「立法上の権限」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①法律制定権　②条約承認権　③憲法改正の発議権　④国政調査権

8　国会のもつ「財政上の権限」としてふさわしくないものを一つ選べ。

①予算の議決権　②決算の承認権
③租税法律主義　④弾劾裁判所の設置

9　内閣総理大臣の指名を行う国会とは？

①通常国会　②臨時国会　③特別国会　④参議院の緊急集会

10　本会議の成立条件としてふさわしいものを選べ。

①総議員の３分の２以上の出席　②総議員の過半数の出席
③総議員の３分の１以上の出席　④総議員の４分の１以上の出席

11　日本の国会の委員会中心主義は，どこの国にならったものか？

①ロシア　②イギリス　③ドイツ　④アメリカ

12　国会議員の特権としてふさわしくないものを選べ。

①歳費特権　②不逮捕特権　③免責特権　④独立命令権

13　衆議員の与党と参議院の多数派が異なる現象を何というか？

①両院協議会　②ねじれ国会　③国対政治　④デフレスパイラル

解答

1	③	2	④	3	②	4	④	5	①
6	④	7	④	8	④	9	③	10	③
11	④	12	④	13	②				